



疑問相談

法人税

決算賞与及び出向負担金に係る事前確定届出給与の取扱い

Q

内国法人P社（3月決算）は、前事業年度に、役員Aの同事業年度に係る決算賞与について定時株主総会の決議事項とするために、「役員賞与に関する会計基準（会計基準第4号）」の規定に則して、その支給見込額2千万円を役員賞与引当金として計上しており、当事業年度における定時株主総会の決議を経て支給する予定です。また、P社は、当事業年度に、英国子会社Z社から出向者Bを受け入れており、その出向契約によれば、出向期間は3年とされ、かつ、各事業年度の7月末及び1月末に、それぞれ1千万円の給与負担金を支払うこととされています。なお、当事業年度の定時株主総会（6月末開催）の決議において、役員Aは取締役役に再任され、出向者Bは取締役役に就任しており、さらに、それぞれの決算賞与及び給与負担金の額が確定しています。

この場合、P社が支給予定である役員Aに対する決算賞与及びZ社に支払う出向役員Bの給与負担金について、当事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができるか、それぞれ税務上の取扱いをご教示願います。

A

役員Aに対する決算賞与2千万円は、前事業年度の職務に対する給与であり、当事業年度における定時株主総会の開催日以後における職務に対する支給額には当たらないことから、事前確定届出給与に該当せず、当事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することはできません。

一方で、P社がZ社に支払う出向役員Bに係る給与負担金は、当事業年度の7月末及び1月末にそれぞれ1千万円を支払うことにつき、定時株主総会の決議により確定していることから、所轄税務署長にその負担金に係る届出がされた場合には、事前確定届出給与として、当事業

年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができます。

【解説】

1 損金不算入となる役員給与

内国法人がその役員に対して支給する給与のうち、定期同額給与、事前確定届出給与及び業績連動給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができません（法法34①）。

2 事前確定届出給与

事前確定届出給与とは、役員の職務につき所定の時期に確定した額の金銭等を交付する旨の定めに基づいて支給される給与

(定期同額給与及び業績連動給与を除きます。)のうち、株主総会等の決議で当該給与について定められた内容に関する届出を所轄税務署長に提出しているものをいいます。したがって、所轄税務署長へ届け出た支給額と実際の支給額が異なる場合、原則として、その支給額の全額が損金不算入となります(法法34①二、法令69③一、法基通9-2-14)。

3 職務執行開始の日

事前確定届出給与に係る職務執行開始の日とは、その役員がいつから就任するかなど個々の事情によるものの、定時株主総会において役員に選任された者で、その日に就任及び再任された者については、当該定時株主総会の開催日が職務執行開始の日となります(法基通9-2-16)。

4 役員賞与引当金

当事業年度の職務執行に係る役員賞与の支給については、株主総会等の決議が前提とされるものであり、当事業年度後における株主総会等の決議事項とするために、当事業年度に係る支給額や見込額を引当金として計上しておく必要があります(役員賞与に関する会計基準13)。

5 出向に係る給与負担金

出向者が出向先法人において役員となっている場合、次のいずれにも該当するときは、出向先法人が支出する当該役員に係る給与負担金の支出を出向先法人における当該役員に対する給与の支給として、役員給与の規定が適用されます。なお、当該給与負担金について、事前確定届出給与に係る

届出は、出向先法人がその納税地の所轄税務署長にその出向契約等に基づき支出する給与負担金に係る定めの内容について行うこととなります(法基通9-2-46)。

- (1) 当該役員に係る給与負担金の額につき当該役員に対する給与として出向先法人の株主総会、社員総会又はこれらに準ずるものの決議がされていること。
- (2) 出向契約等において当該出向者に係る出向期間及び給与負担金の額があらかじめ定められていること。

6 事例の検討

(1) 役員Aに対する決算賞与

事前確定届出給与は、定時株主総会で就任及び再任された役員について、同総会の開催日以後における職務に対する確定給与額が所定の時期に支給されることにつき、同総会で決議がされ、その支給内容を所轄税務署長に届け出たものをいいます。

この点、役員Aは、当事業年度に開催された定時株主総会で再任されていることから、事前確定届出給与に該当するためには、同役員の給与が、同総会の開催日以後における職務に対するものでなければならぬところ、P社が前事業年度末に役員賞与引当金として計上した決算賞与2千万円は、前事業年度の職務に対する給与であることから、同総会の開催日以後における職務に対する支給額に該当しません。したがって、役員Aに対する決算賞与2千万円は、同総会の決議を経た上で所轄税務署長に届出を行ったとしても、事前確定届出給与には該当しないことから、当事業年度の所得金額の計

算上、損金の額に算入することはできません。

(2) 出向役員Bの給与負担金

出向者が出向先法人で役員に就任する場合、その出向契約において出向期間及び給与負担金の額があらかじめ定められており、かつ、当該負担金の額が出向先法人の株主総会決議を経て確定する場合、出向先法人が支払う当該負担金は、同法人における役員給与の支給として取り扱うことができ、さらに、出向先法人が当該負担金について所轄税務署長に届け出たときには、当該負担金は事前確定届出給与として取り扱われることとなります。

この点、P社がZ社から受け入れた出向者Bは、当事業年度に開催された定時株主総会の決議により取締役就任しているところ、その出向契約において出向期間や給与負担金の額が定められており、かつ、P社がZ社に対して、当事業年度の7月末及び1月末に、それぞれ1千万円の給与負担金を支払うことにつき同株主総会の決議を経ていることから、P社が当該負担金の内容につき所轄税務署長

に届け出た場合には、当該負担金は事前確定届出給与として取り扱われ、それぞれの給与負担金1千万円は、当事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができます。

(3) 結論

役員Aに対する決算賞与2千万円は、前事業年度の職務に対する給与であり、当事業年度における定時株主総会の開催日以後における職務に対する支給額には当たらないことから、事前確定届出給与に該当せず、当事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することはできません。

一方で、P社がZ社に支払う出向役員Bに係る給与負担金は、当事業年度の7月末及び1月末にそれぞれ1千万円を支払うことにつき、定時株主総会の決議により確定していることから、所轄税務署長にその負担金に係る届出がされた場合には、事前確定届出給与として、当事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入することができます。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。
また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹》

大蔵財務協会

令和2年版 法人税 決算と申告の実務

大蔵財務協会 編 B5判・1790頁
定価(本体価格5,200円+税)

刊行書籍の
ご案内

法人税申告書作成にあたり、注意事項や誤りやすい問題点について各種事例を取り入れて解説。令和2年度税制改正の他、新型コロナウイルス感染症対策関連など、令和3年3月決算に必要な最新の情報を盛り込んで改訂。